

# 伊予消防等事務組合障がい者活躍推進計画

機 関 名 伊予消防等事務組合  
任命権者 伊予消防等事務組合 消防長

## 1 策定趣旨

令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされたことから、障がい者が活躍できる職場環境を推進するため、伊予消防等事務組合障がい者活躍推進計画を策定するものである。

## 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

## 3 課 題

本組合においては、在職する常勤職員のほとんどが、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員で構成されており、これまでに障がい者に限った募集・採用を行っていない。また、現在も在籍していないことから、組織的な体制整備は特段行っていないが、今後、中途障がい者となる職員が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備や各種取組を行っていく必要がある。

## 4 目 標

### (1) 採用に関する目標

消防吏員は障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員であり、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

### (2) 定着に関する目標

障がい者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。

## 5 取組内容

- (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備
  - ・障がい者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。
  - ・障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は適正に選任する。
- (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出
  - ・職員が中途障がい者となり、従来の職務遂行が困難となった場合又はその相談を受けた場合には、面談等を通じて、負担なく遂行できる職務の選定及び職場環境の整備や配慮、働き方等について検討する。
- (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
  - ・障がい者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者の要望を踏まえつつ、合理的な配慮の範囲内で適切に実施する。

## 6 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律等を踏まえ、企業等における障がい者の活躍の場の拡大促進に努める。